

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業 Q&A (第5版)

(応募資格)

Q 1 県外出身で、県外の大学に在学していますが、申請できますか。

A 1 申請可能です。出身地や大学等の所在地で制限を設けていません。

Q 2 現在、企業から内定をもらっていますが、そこに就職するかどうか、まだ決めていません。申請できますか。

A 2 企業から就職内定を取得しているが、内定手続きを行わないなど内定企業に対して就職する意思を確定させずに就職活動を継続している場合は、申請可能です。

Q 3 現在、大学4年生で、大学院に進学する予定ですが、申請できますか。

A 3 申請できません。大学院に進学後、申請してください。

Q 4 出身地の市の奨学金の貸与を受けていますが、申請できますか。

A 4 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金であれば、申請できます。お問い合わせ窓口（三重県 戦略企画部 戦略企画総務課 企画調整班）までお問い合わせください。電話 059-224-2009、F A X 059-224-2069、メール [sensomu@pref.mie.lg.jp](mailto:sensomu@pref.mie.lg.jp)

Q 5 家業を将来継ぐ予定で、仕事を手伝う場合も申請できますか。

A 5 常勤雇用の実態があり、それを証明する資料（「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領」第11条、第15条、第17条で定める様式第10号の在職証明書など）を提出いただければ対象となります。

Q 6 公務員は対象外とのことですが、公務員に該当する範囲はどのようなものですか。

A 6 国家公務員法、地方公務員法に定める公務員、地方独立行政法人法に定める特定地方独立行政法人の職員及び独立行政法人通則法に定める行政執行法人の職員が公務員に該当します。

Q 7 既卒者ですが、応募できる条件は何ですか。

A 7 申請時に大学等を卒業後3年以内で、三重県内での就業先が決まっておらず、県外に居住している方が対象です。（U I ターンとなる県外居住者が対象です。）

申請時に三重県内での就業先が決まっている場合や申請時に三重県内に居住している場合は、応募できません。

なお、申請時に奨学金を返還中である方だけでなく、返還猶予を受けている方も対象となります。

Q 8 他の奨学金返還免除・助成制度との併用は可能ですか。

A 8 他の奨学金返還免除・助成制度と併用しても、両制度による助成金額が在学中に借受予定の奨学金総額の範囲内であれば可能です。

なお、既卒者の場合は、両制度による助成金額が支援対象者として認定時点の奨学金借入残額の範囲内であれば可能です。

また、三重県医師修学資金、三重県保健師助産師看護師等修学資金、三重県保育士修学資金、三重県介護福祉士修学資金の貸与を受けている場合は、条件を満たせば全額返還免除となることから対象外とします。

Q 9 日本学生支援機構第二種奨学金は対象となりますか。

A 9 対象となりません。

Q 10 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金として、どのような奨学金がありますか。

A 10 日本学生支援機構第一種奨学金は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に在学する学生のうち、特に学業に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与する制度です。

日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金としては、経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与する、「あしなが奨学金」、「交通遺児育英会奨学金」、「日本公務員弘済会奨学金」、「社会福祉協議会教育支援金教育支援費」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金」、「高等学校等修学奨学金（高等専門学校4、5年生を対象）」などがあります。

(助成内容)

Q 11 大学院生ですが、「在学中に借受予定の奨学金総額」には学部生時代の奨学金も含まれますか。

A 11 含まれます。

Q 12 認定後に奨学金の借受予定の総額が変わった場合はどうなりますか。

A 12 県が送付する認定通知書に記載の借受奨学金の総額を基準として算出した額が上限となります。

なお、奨学金の借受予定の総額が変わった場合は、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第 10 条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

(指定地域枠)

Q13 募集要項の指定地域一覧を見ただけでは、自分が住む予定としている地域が対象となるかわかりません。どうしたら良いですか。

A13 お問い合わせ窓口（三重県 戦略企画部 戦略企画総務課 企画調整班）までお問い合わせください。電話 059-224-2009、F A X 059-224-2069、メール [sensomu@pref.mie.lg.jp](mailto:sensomu@pref.mie.lg.jp)

(業種指定枠)

Q14 業種指定枠において、対象外となる業種は、どのような業種ですか。

A14 対象外となる企業・団体や業種は、次のとおりです。

[対象外となる企業・団体]

- ①三重県外に本社等を有する企業・団体又は三重県外に主たる事業所等を有する個人事業主
- ②暴力団関係法人等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等）
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う法人

[対象外となる業種]

日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定めたもの）に規定する次の業種です。

<日本標準産業分類のうち、すべてが対象外となる業種>

- ・ C 鉱業，採石業，砂利採取業
- ・ K 不動産業，物品賃貸業
- ・ L 学術研究，専門・技術サービス業  
(自然科学研究所、人文・社会科学研究所、法律事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、広告業、獣医業、土木建築サービス業、写真業など)
- ・ S 公務
- ・ T 分類不能の産業

<日本標準産業分類のうち、一部が対象外となる業種>

- ・ F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、水道業
- ・ J 金融業、保険業のうち、貸金業、質屋
- ・ N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、映画館、興行場（劇場、劇団等）、競輪・競馬、遊技場（パチンコ店・マージャン店）、スポーツ施設提供業等
- ・ O 教育、学習支援業のうち、学習塾、音楽教室・スポーツ教室・文化教室等
- ・ R サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、宗教団体、外国公務、労働団体、学術文化団体、政治団体等

<日本標準産業分類に関するホームページ>

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02touka\\_tsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02touka_tsu01_03000023.html)

(申請手続)

Q15 在籍大学等の推薦書は誰の名前で書いていただく必要がありますか。

A15 推薦文は、ゼミや研究室の指導教員等、申請者を一番良く知っている方に書いていただいでください。

なお、推薦書の記名、押印は、原則、学長・校長等（学部長、学科長でも可）としてください。

(審査)

Q16 指定地域枠での審査では、どのような視点で審査するのですか。

A16 指定地域への居住可能性、地域貢献意欲、学生生活における姿勢等を審査します。

なお、生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、証明書等の提出がある場合、審査において一定の配慮を行います。

また、居住を希望する地域が、過疎地域又は準過疎地域の場合、審査において一定の配慮を行います。

Q17 業種指定枠での審査では、どのような視点で審査するのですか。

A17 県内への居住可能性、県内企業での就業可能性、地域貢献意欲や学生生活における姿勢等を審査します。

なお、生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、証明書等の提出がある場合、審査において一定の配慮を行います。

(認定後の手続き)

Q18 支援対象者の認定を受けた後、留年したときはどうなりますか。

A18 病気、けが等、やむを得ない事情による1年以内の留年を除き、留年又は退学された場合は、認定を取り消します。

Q19 途中で指定地域外又は県外に転居した場合はどうなりますか。

A19 原則、認定又は交付決定を取り消します。

なお、転勤、その他、やむを得ない事情による通算3年以内の転居については、指定地域内又は県内に居住しているものとみなします。

Q20 途中で離職した場合はどうなりますか。

A20 離職した日から1年以内に就業できないとき又は離職期間の通算が2年を超えたときは、認定又は交付決定を取り消します。

(指定地域枠の場合)

指定地域へ居住し、かつ常勤雇用または個人事業主等として就業した期間が対象期間となるため、離職期間は、交付申請等を行うために必要な期間に含みません。

(業種指定枠の場合)

県内へ居住し、かつ常勤雇用または個人事業主等として三重県が指定する業種並びに県内に本社がある事業所に就業した期間が対象期間となるため、離職期間は、交付申請等を行うために必要な期間に含みません。

なお、離職した場合は、離職日まで常勤雇用されていたことが分かる確認資料として、離職した企業・団体から就業証明書を提出していただく必要があります。

Q21 雇用形態として、正社員ではなく、契約社員又はパートの場合は、対象となるのか。

A21 常勤雇用者よりも労働時間として定められた時間が日・週・月あたりで短い勤務形態となるパートやアルバイトについては、勤務実態の把握が難しいこと、また、募集人数が年間40名と限定される中、より地域に貢献していただける方を支援したいと考え、基本的には対象としないこととし、常勤雇用又は個人事業主等として就業予定の者（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に絞ることにしました。

なお、契約社員など労働時間として定められた時間が1日・1週間・1ヶ月あたりが常勤雇用者と同じで、かつ1年以上の雇用契約の期間であれば対象になります。

また、離職した日から1年以内に就業しないとき又は離職期間が通算2年を超えたときは、認定を取り消すので、留意してください。

Q22 支援対象者として認定後に大学院に進学した場合はどうなりますか。

A22 (指定地域枠の場合)

大学院修了後1年以内に指定地域に居住し、かつ企業等（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に就業することで、支援対象者の資格が継続されます。

ただし、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第10条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

なお、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程から4年制大学に編入した場合も同様です。

(業種指定枠の場合)

大学院修了後1年以内に県内に居住し、かつ県が指定する業種等（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に就業することで、支援対象者の資格が継続されます。

ただし、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領第10条に基づき、認定内容の変更手続きが必要です。

なお、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程から4年制大学に編入した場合も同様です。

Q23 産前産後休暇、育児休暇、介護休暇、病気休暇を取得した場合、その期間は就業期間に算入されますか。

A23 (指定地域枠の場合)

指定地域に居住し、かつ企業等（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に在籍している場合は、就業期間に算入されます。

ただし、奨学金返還の猶予を受けている場合は、就業期間に含みません。

(業種指定枠の場合)

県内に居住し、かつ県が指定する業種等（ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く）に就業している場合は、就業期間に算入されます。

ただし、奨学金返還の猶予を受けている場合は、就業期間に含みません。